

**公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画**

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名： 八代市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和63年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	八代市	職員数 (H24. 4. 1現在)	6
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 ( 年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	131円（21年度）	財政力指数	0.52（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（%）	89.0（21年度）	実質公債費比率（%）	16.5（22年度）
		将来負担比率（%）	131.5（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率についてはその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし

〔合併期日：平成17年8月1日 合併前市町村：八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村〕  
 八代市簡易水道事業特別会計、坂本村簡易水道事業特別会計、東陽村簡易水道事業特別会計、泉村簡易水道事業特別会計

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	八代市簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成28年度
計 画 策 定 責 任 者	八代市長 福島和敏
既存計画との関係	平成19年度に予定した八代市行財政計画の要点を踏まえ、本計画を策定した。
公表の方法等	ホームページに掲載
基 本 方 針	簡易水道事業は多額の設備投資を要するが、市民生活に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を担っており、今後も未普及地域の早期解消をはじめ、施設の改修等も必要となってくる。そのため、経費の節減、簡易水道使用料の見直しと利用者サービスの充実に努めると共に、中長期的視点に立った簡易水道経営の効率化、健全化に取り組み、経営基盤の強化を図っていく。

I 基本的事項（つづき）  
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	35,657.0			35,657.0
	補償金免除額	6,838.3			6,838.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	35,657.0		1,870.2	37,527.2
合 計 (A)		35,657.0	0.0	1,870.2	37,527.2
「繰上償還」 再掲(地方債)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		35,657.0	0.0	1,870.2	37,527.2

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲(地方債)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
「繰上償還」 再掲(地方債)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成23年度末地方債現在高は約12億2千百万円あり、年間に負担する元利償還金も9千5百円と全体決算額の約36%を占めているが、今後も普及率を向上させるためには施設の整備、老朽化した既存施設の改良等多額の経費を要するため大きな負担となる見込みである。</p> <p>平成23年度簡易水道事業における本市の給水原価は247円(維持管理費144円、資本費103円)であり、そのうち資本費に要する経費が約41%を占めている。それに対し供給単価は145円であるため、給水原価と供給単価には、倍近くの格差があり、その不足分については一般会計からの繰入金に依存している。</p> <p>なお、資本費が高くなる要因としては、八代地域の地形的な要因があり、急峻な山間部に施設が多く散在し、水量の確保が困難で各集落ごとに整備しているため、多大な建設投資を行ったためである。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</b></p> <p>本市の維持管理費に係る給水原価は平成23年度からの料金改定により144円となり、供給単価145円と比較すればバランスが取れてきている。今後、使用料の適正化も検討するとともに市民負担を一層軽減するため、維持管理費の節減合理化は必要不可欠であり、委託方法・内容や金額、契約方法について効率化の観点から民間的経営手法の導入も視野に入れながら見直しを行っていく。</p>
	<p><b>課 題 ② 使用料の適正化</b></p> <p>本市の簡易水道使用料については、合併当初から地域性による料金体系をとっていたため、10㎡の使用料では、全国平均を超える施設も多くあるが、設備が古く浄水施設がない施設等では放任給水として安い料金設定をしていた。平成22年度に開催された水道事業審議会の答申に基づき、平成23年度より使用料の全体的な見直し(平均22.8%増)をし、使用料の適正化を図ったところであるが、今後は統合計画等を視野に入れた本市の経営状況に見合う使用料の適正化を目指す。</p>
	<p><b>課 題 ③ 資本投下の抑制</b></p> <p>本市の水道普及率は約50%と県(86.1%)、全国平均(97.5%)に比べ低い数値となっており、早期の事業拡大が求められるが、後年度における財政負担の軽減化及び長期間にわたる経営の健全化を図るため、建設事業の緊急性・優先性を精査し、事業計画を見直すことにより建設事業費の縮減を目指す。</p>
	<p><b>課 題 ④ 収納率の向上</b></p> <p>水道使用料の収納率の向上について、既納入者との公平性をたもつため、あらゆる機会を利用してその趣旨を説明し、収納意識の向上を図り、さらに滞納分については、督促・催告や訪問徴収、徴収強化期間の設定など集中的な取り込みにより収納対策を進めていく。</p>
留意事項	経営課題に用いている数値は平成23年度水道統計を参照している。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:千円,%)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-9,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	9,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	51	47	68	65	58	49	55	54	56	52
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	55,130	60,426	60,741	59,859	72,934	72,675	72,109	72,176	74,553	73,827
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	1,151,082	1,159,124	1,181,519	1,209,796	1,221,088	1,265,218	1,279,968	1,285,642	1,293,704	1,311,296

## (2) 他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度									
	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	38,356	28,636	33,924	32,745	26,414	36,792	29,755	29,858	37,685	29,056
うち 基 準 内 繰 入 金	13,247	13,829	12,039	12,019	11,993	11,724	10,942	10,941	10,912	11,000
うち 基 準 外 繰 入 金	25,109	14,807	21,885	20,726	14,421	25,068	18,813	18,917	26,773	18,056
資 本 的 収 支 分	51,540	50,628	50,248	67,972	84,844	80,577	89,633	95,610	95,689	108,244
うち 基 準 内 繰 入 金	19,223	21,929	22,602	25,711	35,854	39,656	42,175	43,163	43,469	48,354
うち 基 準 外 繰 入 金	32,317	28,699	27,646	42,261	48,990	40,921	47,458	52,447	52,220	59,890
合 計	89,896	79,264	84,172	100,717	111,258	117,369	119,388	125,468	133,374	137,300

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	54.0	52.3	57.5	56.1	58.7	52.7	54.0	53.7	51.6	52.5	
資本費 (円又は%)	119.6	136.0	131.2	144.6	189.9	209.7	218.6	227.8	241.7	266.8	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	51.0	46.5	67.8	64.5	58.4	48.9	54.8	54.2	56.4	51.6	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	40.1	26.6	35.6	35.0	26.3	33.5	29.1	29.2	33.5	28.2
	うち基準内繰入金 (%)	13.9	12.9	12.6	12.9	11.9	10.7	10.7	10.7	9.7	10.7
	うち基準外繰入金 (%)	26.3	13.8	23.0	22.2	14.3	22.8	18.4	18.5	23.8	17.5
	資本的収入分 (%)	7.2	26.3	42.3	44.6	50.4	33.3	36.8	40.2	39.4	39.5
	うち基準内繰入金 (%)	2.7	11.4	19.0	16.9	21.3	16.4	17.3	18.1	17.9	17.7
	うち基準外繰入金 (%)	4.5	14.9	23.3	27.7	29.1	16.9	19.5	22.0	21.5	21.9

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成23年に料金の改定を行った。今後は、平成27年4月から料金改定を予定しており、施設の改良等を含め地元と協議を行っていく。
2 他会計繰入金の見込み	財政状況及び事業の実施状況に伴い財政部局と協議をしながら、繰入金の調整を行う予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成24年度以降数ヶ所の施設の改良等を予定しており、その中で安い料金を設定している施設については、使用料金の見直しにより収入の増加を図る見込みである。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	義務的経費である資本費を軽減することが、簡易水道財政の健全化の重要課題となることから、高利率で借り入れた既往債の償還については、低利率への借換を実施していく。 計画年度内における投資については、八代地域の地形的な要因があり、急峻な山間部に施設が多く散在し、その施設の多くがすでに老朽化し、鋼管等による赤水、濁り水の発生や災害時の断水などによる水質事故等おこりかねず、市の責任が問われかねないような施設であるため、緊急性・優先性を精査し、計画的・重点的な建設投資に努め、建設コストの縮減を図りながら実施していく。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	市の人員適正化計画に伴い定員管理を行っているが、47施設を6名の職員で管理しているが、老朽化した施設が多く、厳しい簡易水道の収支状況を鑑み、施設の外部委託等の充実させる中で定員の管理を行っていく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	市の制度に準じて変更を行います。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	簡易水道特別会計に属する職員には、該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	市の制度に準じて変更を行います。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	市町村職員共済組合に加入しているため、該当なし。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	施設の中には50年を超えるものもあり、経年劣化による修繕の増加などが維持管理費の増大要因となっているため、毎年緊急性・優先性を考慮し、国庫補助による改良更新を行い、効率的機器を導入するなど動力費の削減、更新による修繕費の削減を目指し、維持管理費の縮減に努めています。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	民間委託については、簡易水道施設の保守点検・監視・清掃、量水器の検針業務、また一部の施設では毎日水質検査等で行っている。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	平成23年に料金の改定を行った。今後は、平成27年4月から料金改定を予定しており、施設の改良等を含め地元と協議を行っていく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	②	市のホームページで経営状況の報告を行っている。
○ 行政評価の導入		
4 収納率の向上		
○ 未収金対策	④	督促、催告の通知を行い、未納者への早期の対応を行う。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	委託業務の全面的な見直しを行い必要な業務は充実させながらも、施設運営上、縮小・廃止によるリスクが大きいものについては、大幅な削減を行うこととする。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	国庫補助による改良更新を行うことにより維持管理費の削減を目指し、施設数が広範囲に点在する状況において、日常的な点検・清掃などに関しては、各簡易水道施設の利用者の中で、監視人としてこれら業務を委託し経営の効率化による業務の縮小を図ることとする。使用料については、合併前の料金設定がなされ、地域性による料金体系をとっているため、今後、統合計画等も視野に入れ、本市の経営状況に見合う使用料の適正化を図っていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	水道普及率の向上や使用料の改定等による収入の増加・確保を図ると共に経費の節減による収益改善対策や事業計画の見直しによる資本投下の抑制を講じ、簡易水道経営の改善を行うことで、一般会計からの基準外繰出金を削減できるように努める。
4 使用料の適正化	平成23年度料金改定を行い使用料の適正化を図ったが、今後も施設の改修が必要となる中、更なる改善を図る為、他の施策による経営の効率化を図りながら、平成27年度に料金改定を実施することとする。
5 資本費投下の抑制	施設の改良工事については、地区の施設状況や地区の人口等について精査し、規模の縮小や一部改良で対応するなど、資本費投下の抑制を図ることとする。
6 未収金対策	水道使用料の収納率の向上について、既納入者との公平性を保つため、市報やホームページなどでその趣旨を説明し、収納意識の向上を図り、さらに滞納分については、督促・催告や夜間徴収、徴収強化期間の設定など集中的な取り込みにより収納対策を進めていく。
7 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）  
 2 年度別目標等  
 (1) 水道事業【延長計画策定団体】  
 ① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損 金比率	当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
	企業債現 在高等	当初計画の目標値 (実績値)	785,728	1,151,082	1,159,124	1,181,519	1,209,796	1,221,088		1,265,218	1,279,968	1,285,642	1,293,704	1,311,296	
		延長計画の目標値													

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	2	料金改定率			1.2										
		改善効果額(料金の適正化)		0	7,343	7,343	7,343	7,343	29,372						
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他( )													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
			職員給与費の適正化												
			職員給与費(退職手当以外)	28,078	43,147	43,363	41,580	41,788	41,997						
			改善効果額		0	0	0	0	0						
		給与水準													
		改善効果額													
		その他( )													
		改善効果額													
2		維持管理費等	27,890	28,766	28,191	27,627	27,074	26,533							
		改善効果額(適正化)			480	480	480	480	1,920						
		工事コスト													
		改善効果額(縮減額)													
		その他( )													
		改善効果額													
		当初計画改善効果額 合計							31,292						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	4	料金改定率											1.1		
		改善効果額(料金の適正化)											2,377	1,651	4,028
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他( )													
		改善効果額													
		【経費の削減】													
			職員給与費の適正化												
			職員給与費(退職手当以外)												
			改善効果額												
		給与水準													
		改善効果額													
		その他( )													
		改善効果額													
1		業務委託の見直し						14,129		15,032	14,808	14,541	14,429	14,429	
		改善効果額(適正化)								566	750	967	967	3,250	
		工事コスト													
		改善効果額(縮減額)													
		その他( )													
		改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	7,278
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B	
A+B	
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	6,838

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	5.0	4.9	4.8	4.7	4.6
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	543	526	528	522	504	490	486	475	450	445
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	3,566	3,629	3,629	3,629	3,629	3,033	3,033	3,033	3,033	3,033
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,271	2,151	2,156	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
最大稼働率 (%)	79.8	71.1	71.2	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6	70.6
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	101	115	115	115	145	148	148	152	166	166
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	187	220	200	205	247	281	274	283	322	316

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成17年8月の市町村合併に伴い、八代市の水道は旧八代市の水道事業と旧八代郡生活環境事務組合の水道事業、旧坂本村28と飲料水供給施設3、旧東陽村2、旧泉村13、旧八代市1の簡易水道事業となった。簡易水道事業は事業認可はそのまま旧坂本村の飲料水供給施設3を含めて1つの簡易水道事業会計とした。現在、旧坂本村の28の簡易水道と飲料水供給施設3と旧八代市の二見白島簡易水道を上水道と統合する方向で簡易水道、上水道、財政の担当課で協議中であるが、経営基盤の脆弱な簡易水道の赤字負担を上水道使用者へ転嫁するわけにはいかず、一般会計からの繰出も含めて計画書を策定済である。また、その他の施設については上水道給水区域より10km以上離れているため、東陽地区の2施設、泉支所周辺の10施設、五家荘周辺の3施設をそれぞれ統合し、1上水道事業3簡易水道事業となる予定である。